町では、3月に教育行政のおおもととなる 「中山町の教育等の振興に関する大綱」

続いて6月には、学校の中でのいじめの防止等の対策をより実効的に進めるため、

「中山町いじめ防止基本方針」を策定しました。

前者は、教育行政の大黒柱となるものであり、後者は、児童生徒間のいじめをなくすための

具体的な取り組みを定めたものです。

(概要については、広報なかやま7月15日号に掲載しています。)

今回は、町の教育行政の中でこれらが今後どのように反映されて生かされていくのか、

また、現在、どのような形で進められているのかをお伝えします。

度の体制に移行しました。 教育長の退職に伴い る改正法が施行され、今年3月末の前石川 平成27年4月1日に教育委員会制度に係

中から、 応が可能になりました。任者として、さまざまな れ、これにより、 新制度では教育委員長と教育長が一本化さ 教育長については教育委員長を除く委員の した教育委員の中から教育委員長が選ばれ、 ことになりました。これまでは町長が任命 新制度では、教育長は「町長が任命する」 教育委員会が任命していました。 さまざまな課題への迅速な対 教育長は教育委員会の責

町長と教育委員会が協議して町長が策定し 根本的な方針が盛り込まれているもので、とつで、教育や学術・文化の目標や施策の 新教育委員会制度の柱のひ

ぶれない柱が大綱

視点です。『人が輝く教育、文化・スポーてくるのは、時代や環境の変化に対応する 同じです。ただ、これまで以上に重要になっ であることには変わりはない、と言います。とはいえ、教育行政の基本が「人づくり」 秋葉秀出男教育長は、新しい制度になった 教育委員会が取り組む施策は、これまでと 今年の4月に、新教育長として就任した 「学校教育、社会教育、文化財保護など、

守りや、

町も新教育委員会制 的に施策を推進していきたい」ない大黒柱としながら、柔軟にそして積極ツのまちづくり』を目標とする大綱をぶれ い

じめは許さないという姿勢

ものです。 6月に策定された「いじめ防止基本方針」 まさに必要とされていたと言える

と身につけてほしい」りが『いじめをしない生き方』をしっかりています。明日を担う子どもたち一人ひと保護者の責務、そして町民の役割も示され 子どもたちだけでなく、町・教育委員会 い』ということです。そのために、学校やしない、絶対に許さない、絶対に見逃さな 単純明快です。それは、 なりません。この基本方針で定めたことは を早く見つけて、 とても悲し はずの学校で、もし ています。子どもたちが安心して過ごせる ト調査などを行い 各学校では、 いことです。 速やかに対処しなくては いじめに関するア いじめがあるとしたら 校内の実態把握に努め 『いじめは絶対に じめの小さな芽

らうお手伝いをすることが必要とされていることの大切さを子どもたちに実感しても ん参加できる環境を作るなど、人とかかわ守りや、地区の行事へ子どもたちがたくさ 私たち町民としても、 地域ぐるみでの見

秋葉秀出男教育長

THE REAL PROPERTY.

中学校の新旧2つの校舎を望みながら、これからの教育行政や、「いじめ防止基本方針」に込めた思いを 話してくれました。